

9 「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の取組について

1 経緯

- (1) 地域づくりの推進に取り組むにあたっては、県と、これまでに各地域において地域づくりを進めている市町との連携を一層強化することが重要なことから、県と市町が地域づくりの推進等について適切な役割分担のもと、協働して地域づくりの基盤整備に向けた取組を進めるため、「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」(以下「協議会」という。)を平成21年2月に設置しました。
- (2) 協議会の検討会議では、地域づくりに関する全県的な課題や地域課題の解決に向けて取り組み、平成21年度は、全県的な課題4テーマ、地域課題23テーマの計27テーマに取り組みました。(別紙1参照)
- (3) なお、協議会の取組は、平成21年4月から「三重県地域づくり推進条例」(平成20年5月20日施行、以下「条例」という。)第4条第1項で規定された「地域づくりが円滑かつ効果的に行われる仕組み」として位置付けています。

2 協議会の概要(別紙2参照)

(1) 構成員

協議会は、県と市町が対等な関係で設置する共管組織で、会長に三重県知事、副会長に三重県市長会会长、三重県町村会会长及び三重県政策部を担任する副知事が就任しています。また、それ以外に、市町長、副知事、県部局長等及び県民センター所長が構成員となっています。

(2) 組織

協議会は、県の全県的な政策課題等の協議・検討を行う「全県会議」と、県民センター単位で市町の地域づくりに関する課題の協議・検討を行う「地域会議」で構成されています。それぞれの会議には、「総会」又は「トップ会議」の他、「調整会議」と「検討会議」を設置して県と市町の担当職員が具体的のテーマの調整や検討を行っています。

3 取組方針

地域づくりに関する課題等の解決に向け、県と市町の役割を明確にし、必要な情報の提供や国、県等の各種支援制度を有効に活用することで、協議会を円滑かつ効果的に運営することにより、地域づくりの基盤整備に向けた取組を推進していきます。

なお、協議会の平成21年度における取組状況については、今後、条例第5条に基づき議会へ報告するとともに公表を予定しています。

【参考】

「三重県地域づくり推進条例」(抜粋)

(県の役割等)

第4条 県は、住民をはじめとする多様な主体と対等の立場において信頼かつ協調の関係を保持し、多様な主体の意見が反映された地域づくりが円滑かつ効果的に行われるよう必要な仕組みを構築し、機能させるものとする。

- 2 知事は、前項の規定により仕組みを構築しようとするときは、その仕組みを議会に示さなければならない。
- 3 前項に規定する仕組みは、この条例の趣旨を尊重し、知事が定めるものとする。

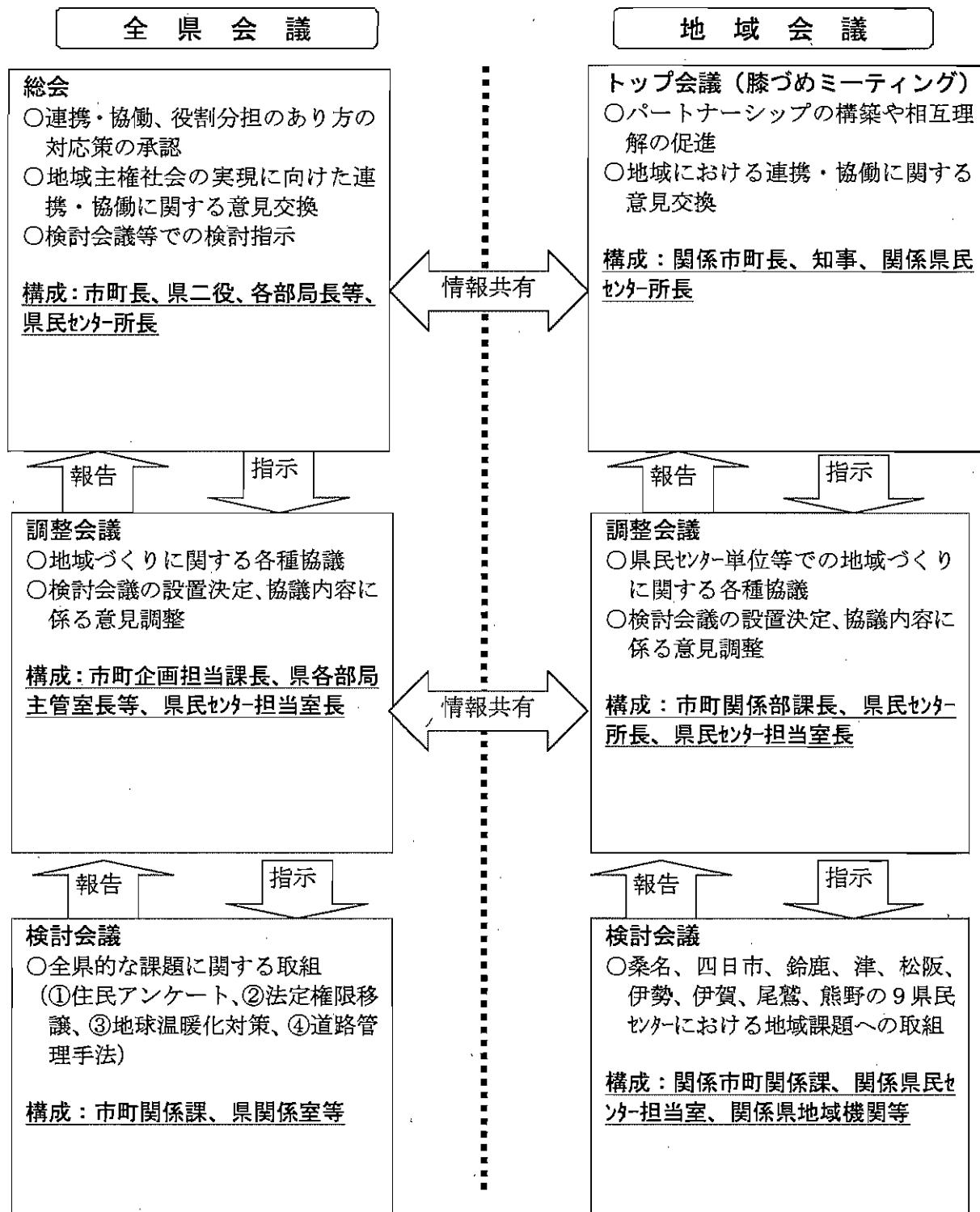
(議会への報告)

第5条 知事は、毎年、前条第二項の規定により議会に示した仕組みに基づく地域づくりの実施状況について、議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

平成21年度『県と市町の地域づくり連携・協働協議会』
検討会議テーマ一覧

全県会議のテーマ	地域会議のテーマ	
	県民セイタ	テーマ
①住民アンケートに関する 検討会議	桑 名	<ul style="list-style-type: none"> ・地域開発 ・住民と公の距離を近づける条件整備
②法定権限移譲の進め方 検討会議	四日市	<ul style="list-style-type: none"> ・定住自立圏構想 ・四日市市の中核市移行 ・コミュニティバス等の効果的な運用
③地球温暖化対策の進め方 検討会議	鈴 鹿	<ul style="list-style-type: none"> ・まちかど博物館を生かしたまちづくり ・鈴鹿亀山地域における文化財の保存・活用に向けた連携 ・鈴鹿亀山地域における情報発信と物産振興
④道路管理手法のあり方 検討会議	津	<ul style="list-style-type: none"> ・津市総合計画と連携した特色ある地域づくり ・「^{うまい}国おこし・三重」事業の推進
	松 阪	<ul style="list-style-type: none"> ・「^{うまい}国おこし・三重」の推進 ・超高齢化地域対策（山里の未来創造事業） ・住民との協働のあり方（クリスタルの森の整備：仕掛け人塾）
	伊 勢	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ対策行動計画の策定 ・伊勢志摩の観光振興（世界新体操選手権大会期間中の外国人プレス対応） ・都市との交流事業による人口減少対策
	伊 賀	<ul style="list-style-type: none"> ・定住自立圏構想 ・「^{うまい}国おこし・三重」の諸課題の検討
	尾 鷲	<ul style="list-style-type: none"> ・県と市町の情報共有の仕組みづくり ・防災体制の強化
	熊 野	<ul style="list-style-type: none"> ・紀南中核的交流施設を核とした集客交流の推進 ・熊野地域における移住・交流の推進 ・紀宝町における災害見守り体制の構築支援
計 4	計 23	

「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の仕組み



事務局： 県・市長会・町村会

10 過疎対策の取組について

1 経緯

(1) 過疎地域自立促進特別措置法の改正

平成 22 年 4 月 1 日「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律」が施行されました。主な改正点は、次のとおりです。

① 失効期限の延長

過疎地域自立促進特別措置法の失効期限が 6 年間延長されて平成 28 年 3 月 31 日までとなりました。

② 過疎地域の要件の追加

過疎地域自立促進特別措置法の過疎地域に加え、平成 17 年国勢調査の結果に基づき過疎地域の要件が追加されました。このため、本県では、尾鷲市、鳥羽市が新たに指定されました。

③ 自立促進方針等の策定に係る義務付け等の見直し

地方分権改革推進の観点から、過疎地域自立促進方針、過疎地域自立促進県計画および同市町村計画について、策定に係る義務付けが廃止されました。

④ 過疎地域自立促進のための特別措置の拡充

(ア) 過疎対策事業債の対象の追加（市町村計画に基づくもの）

- ・認定こども園、図書館、自然エネルギーを利用するための施設など対象施設が追加されました。
- ・地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持活性化などのソフト事業にも対象が拡大されました。

(イ) 国税(所得税・法人税)に係る減価償却の特例の拡充

(ウ) 地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置の拡充

* (イ)、(ウ)とも対象からソフトウェア業を廃止し、コールセンターを追加。

(2) 準過疎地域の支援

過疎化が進行している地域でありながら法適用されない地域に対しては、「三重県準過疎地域自立促進要綱」に基づき県独自の指定要件を設け、平成 21 年度においては、4 市町(尾鷲市、御浜町、志摩市旧浜島町地域・旧大王町地域、多気町旧勢和村地域)を支援しました。

(支援内容)

① 準過疎地域を対象としている事業

地域資源活用型産業等立地促進補助金ほか

② 県の負担又は補助割合の特例

消防施設等整備費補助、第 3 種生活路線維持費補助金ほか

③ 公的貸付制度の特例

小規模事業資金ほか

2 対応方針

(1) 過疎地域自立促進特別措置法の改正への対応

① 過疎地域自立促進方針及び過疎地域自立促進計画の策定

国の動向を踏まえ、過疎対策について各部局と連携して県施策の検討を行うとともに、9月を目標に「過疎地域自立促進方針」および「同県計画」の策定に取り組んでいきます。

② 庁内検討組織の設置

総合的な過疎対策を講じていくため、庁内検討組織として「過疎対策事業連絡会議」を設置し、過疎地域自立促進方針の策定や同県計画の策定について協議していきます。

③ 市町との連携

市町の主体的な過疎対策及び市町計画の策定を支援するとともに、効果的な過疎対策を実施するため、県と過疎市町で構成する「三重県過疎地域対策研究会」を活用して協議を進めています。

(2) 準過疎地域の支援

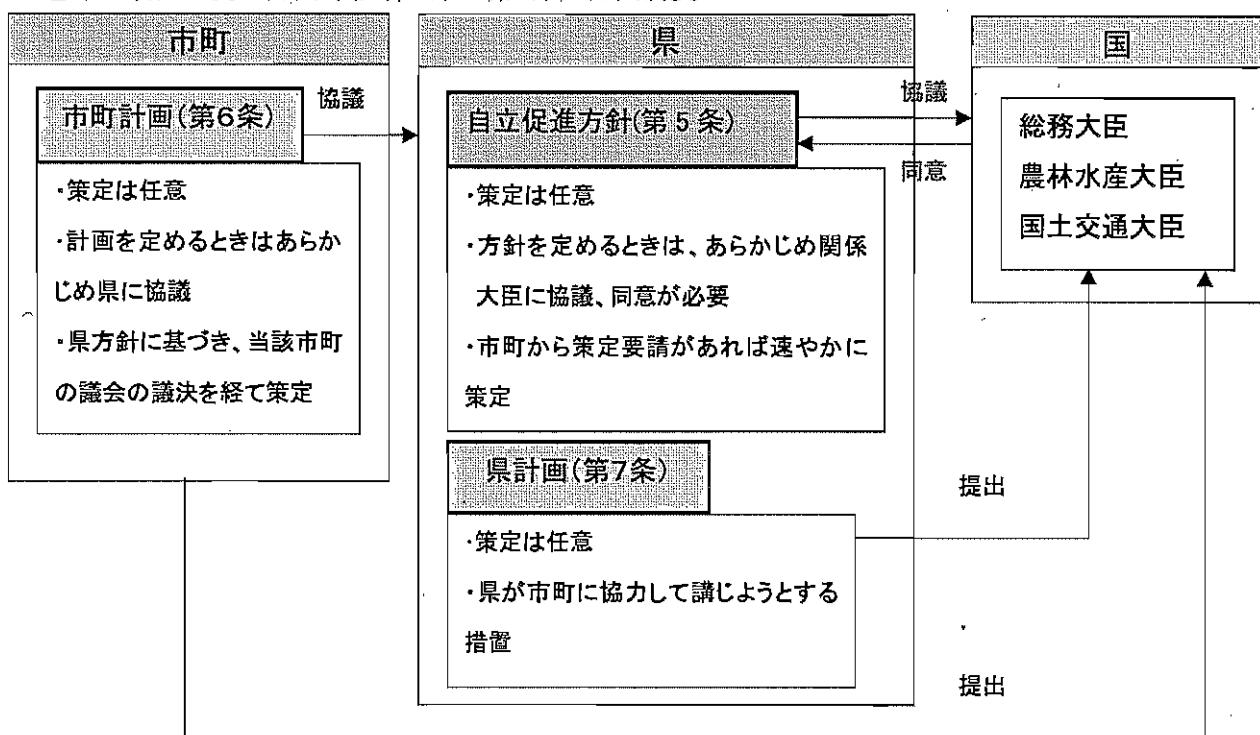
過疎地域自立促進特別措置法の一部改正に対応して、三重県準過疎地域自立促進要綱の一部を改正し、引き続きこれまでの準過疎地域を支援していきます。

志摩市（旧浜島町、旧大王町）、多気町（旧勢和村）、御浜町 計3市町

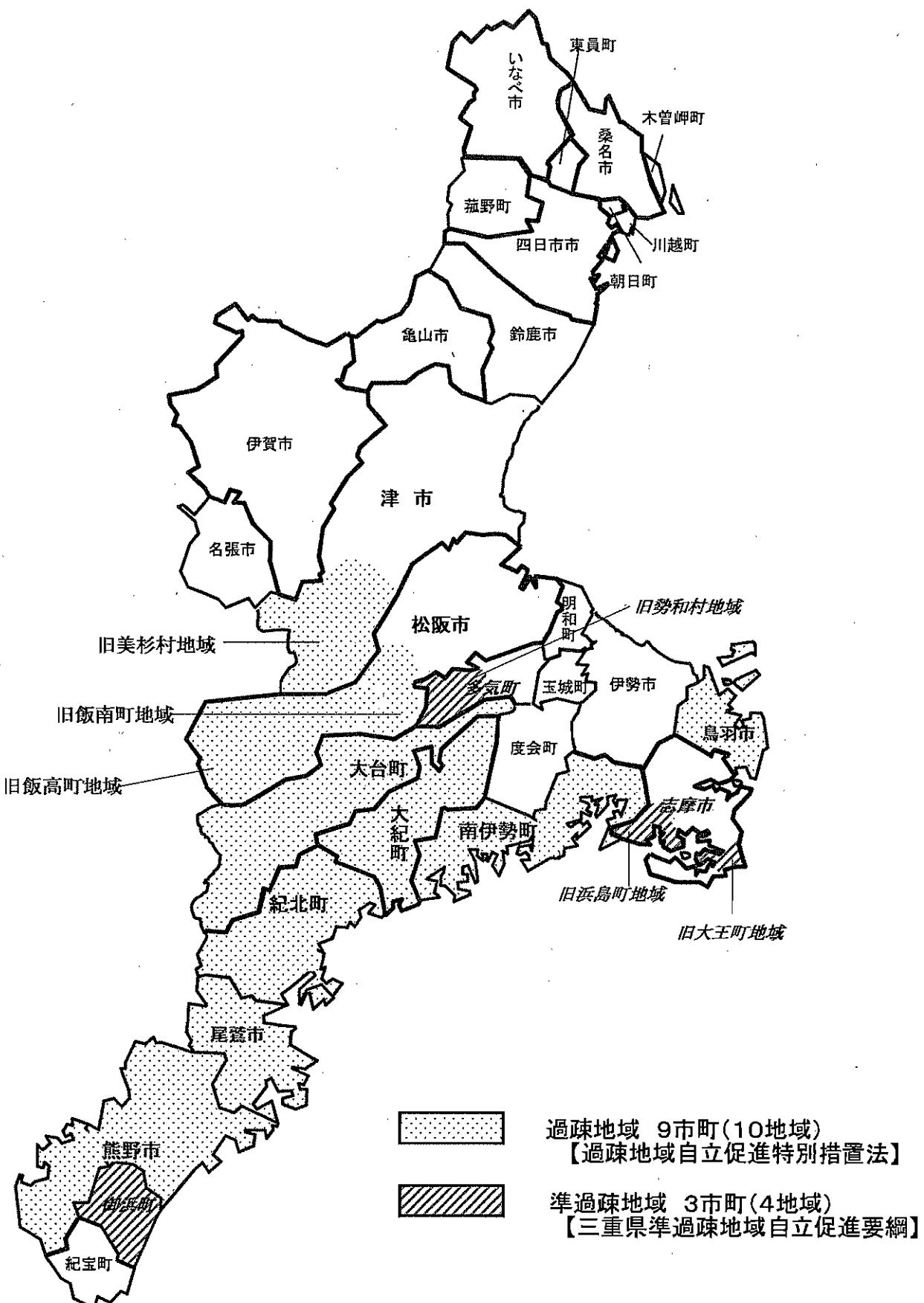
* 尾鷲市は、過疎地域として指定されたため対象外

【参考】

○過疎地域自立促進計画等(法第5条～第7条) 計画制度



過疎地域自立促進特別措置法改正後の三重県の過疎・準過疎地域(H22.4.1～)



○過疎地域自立促進特別措置法に基づく具体的施策

	(法第10条、第11条)
	<ul style="list-style-type: none"> ・公立小・中学校の統合に伴う校舎・屋内体育場の新增設(1/2→5.5/10) ・公立保育所(5/10→5.5/10、民間2/3) ・消防施設(常備消防分)の整備(1/3→5.5/10) ・公立へき地小・中学校の統合に伴い必要となった教職員住宅の建築(5.5/10)
	(法第12条)
(2)過疎地域 自立促進の ための地方債	<ul style="list-style-type: none"> ・過疎市町が作成した自立促進計画に基づいて実施される各種事業の財源として過疎対策事業債を発行することができます。対象施設に、認定こども園、図書館、自然エネルギーを利用するための施設を追加。小中学校の校舎等について統廃合要件撤廃。 ・過疎対策事業債のうち総務大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費の70%相当額が地方交付税の基準財政需要額に算入されます。 ・地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るために特に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業として過疎地域自立促進市町村計画に定めるもの(基金の積立てを含む。)の実施に要する経費について、人口、面積、財政状況その他の条件を考慮して定める額の範囲内で、過疎対策事業債の対象とする。
(3)都道府県 代行制度	(法第14条～第15条) <ul style="list-style-type: none"> 基幹道路(基幹的な市町村道、農道、林道、漁港関連道:法第14条) 公共下水道(幹線管渠、終末処理場、ポンプ場:法第15条)
(4)行政上の 特別措置	(法第16条～第25条) <ul style="list-style-type: none"> ・医療の確保(法第16～17条) ・高齢者の福祉の増進(法第18～19条) ・交通の確保(法第20条) ・情報の流通の円滑化及び通信体系の充実(法第21条) ・教育の充実に関する配慮(法第22条) ・地域文化の振興等に関する配慮規定(法第23条) ・農地法等による処分についての配慮(法第24条) ・国有林野の活用(法第25条)
(5)金融措置	(第26条～第28条) <ol style="list-style-type: none"> 1) 法による措置 <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社日本政策金融公庫等からの資金の貸付け(法第26条) ・中小企業に対する資金の確保(法第27条) 2) その他: 日本政策金融公庫による融資制度
(6)税制措置	(第29条～第30条、地方税法第586条) <ol style="list-style-type: none"> 1) 所得税・法人税に係る事業用資産の買換えの場合の課税の特例(第29条) 2) 所得税・法人税に係る減価償却の特例(第30条) <ul style="list-style-type: none"> (製造業、旅館業、情報通信技術利用事業(コールセンター)) 3) 特別土地保有税の非課税措置(地方税法第586条) <ul style="list-style-type: none"> (製造の事業の用に供する設備、集会、宿泊、スポーツ施設)
(7)地方税の 課税免除・不 均一課税に 伴う地方交付 税の減収補て ん措置	(第31条) <p>製造業、旅館業、情報通信技術利用事業(コールセンター)(事業税、不動産取得税、固定資産税)</p> <p>畜産業、水産業(個人事業税)</p>

11 木曽岬干拓地について

1 経緯

木曽岬干拓事業は、農家の経営規模拡大、農業の近代化及び経営の安定化を図ることを目的に、昭和41年度に国営事業として着手されました。以来、30余年の経過に伴い、木曽岬干拓地を農業的土地利用から都市的土地利用に転換し、その有効利用を図ることが求められるようになりました。

平成11年6月には、木曽岬干拓地土地利用検討委員会の報告書で、「当面は現状の地盤高での利用を前提とした適切な利用を図りつつ、将来的には盛土等を前提とした高度な形での都市的な土地利用に発展させていくという段階的な土地利用が現実的で望ましい」と提言されました。

この提言を土地利用の基本的な考え方とし、県が当面の土地利用計画を策定して、平成13年3月に国から購入しました（三重県：335.2ha、約117億円、愛知県：79.6ha、約28億円）。

(1) 当面の土地利用

当面の土地利用計画に基づき、平成18年6月から伊勢湾岸自動車道以北の「わんぱく原っぱ」へ建設発生土による盛土（-0.5m→+4.5m）を開始し、平成21年度末で約152万m³（計画約200万m³）の土を搬入しました。しかし、公共事業を取り巻く社会経済情勢の変化などから、計画していた土の搬入量が大幅に減少し、また、盛土施工による沈下も発生していることもあり、目標としていた平成22年度末の「わんぱく原っぱ」の工事完成は見込めなくなりました。

(2) 保全区の整備

伊勢湾岸自動車道を挟んだ干拓地の北部約174ha（三重県：約145ha、愛知県：約29ha）について、平成17年度に環境影響評価を行いました。

環境影響評価に基づく環境保全措置として、繁殖が確認された希少種の猛禽類「チュウヒ（絶滅危惧IB類）」等の保全区（57ha）を干拓地の南端に整備することになりました。保全区は平成19年1月に工事着手し、平成21年度末で約42haの整備を済ませ、平成22年度末には完了する予定です。

(3) アクセス道路

干拓地の整備と並行して、国道23号から干拓地に至るアクセス道路として県道木曽岬弥富停車場線の整備に着手し、新緑風橋（仮称）の橋梁工事及び

バイパス道路の工事を実施しています。

(4) 将来の土地利用の検討

平成21年度には、過年度までに実施した地質調査等の結果を踏まえ、土地利用方策の検討を行い、立地可能性が高いと考えられる業種の抽出を行いました。

2. 取組方針

(1) 当面の土地利用

伊勢湾岸自動車道以北の盛土を早期に完成させるために、土砂確保に関する積極的な情報収集と各方面への働きかけを行い、盛土工事の進捗に努めます。また、盛土確保の見通しについて現在精査中ですが、平成22年度中に「わんぱく原っぱ」を完成することは困難なことから、今後愛知県等と調整の上、東海農政局に対して工事完成期日等の延期にかかる承認手続きを進めて行きます。

(2) 保全区整備と環境影響評価事後調査

保全区の整備については、施工済み区域の植生等の状況をモニタリングし、本年度の施工に反映するなど、専門家の意見を参考にしながら進めます。

また、環境影響評価書に基づき平成18年度から実施している環境影響評価事後調査を継続して行います。

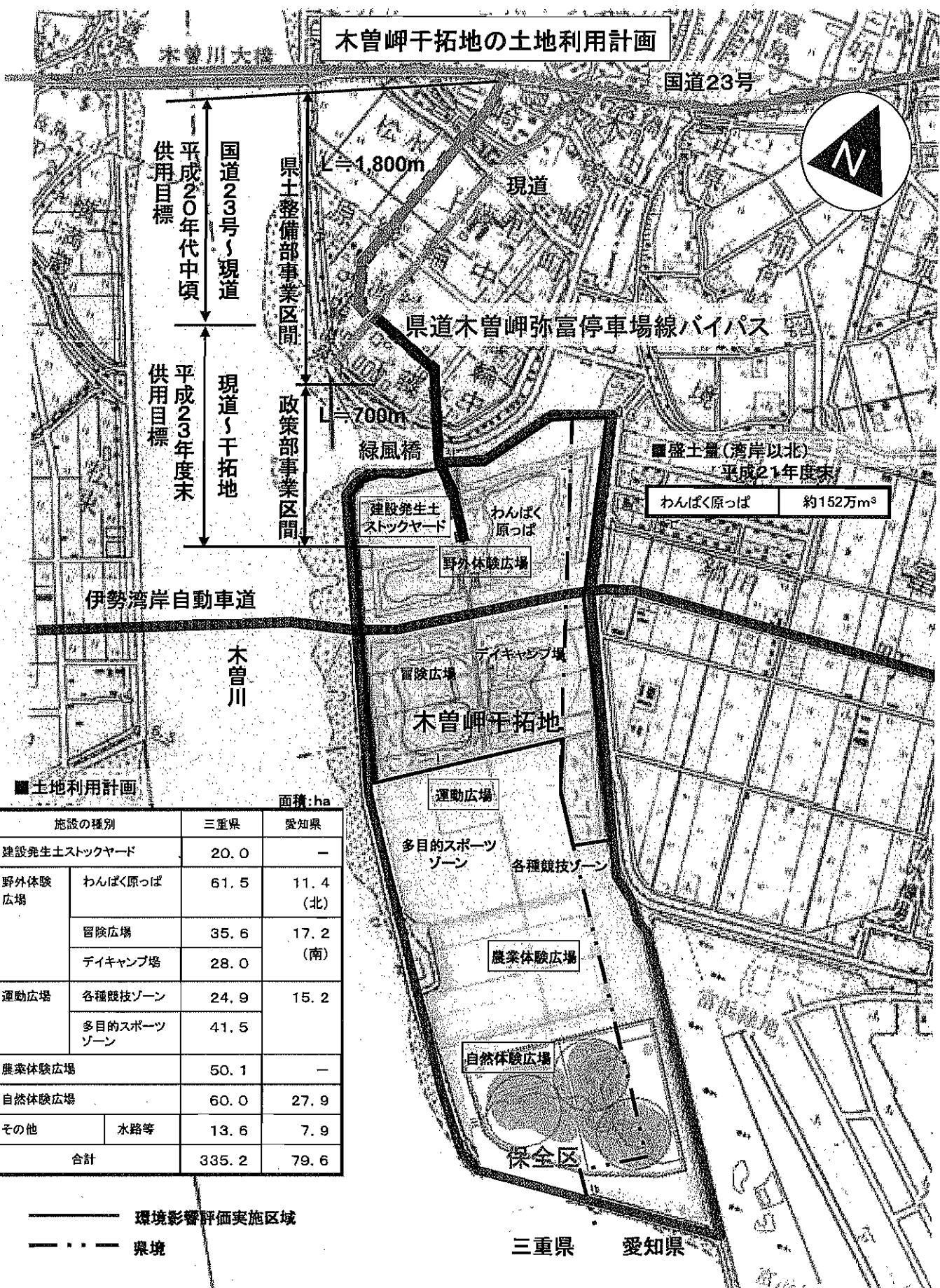
(3) アクセス道路

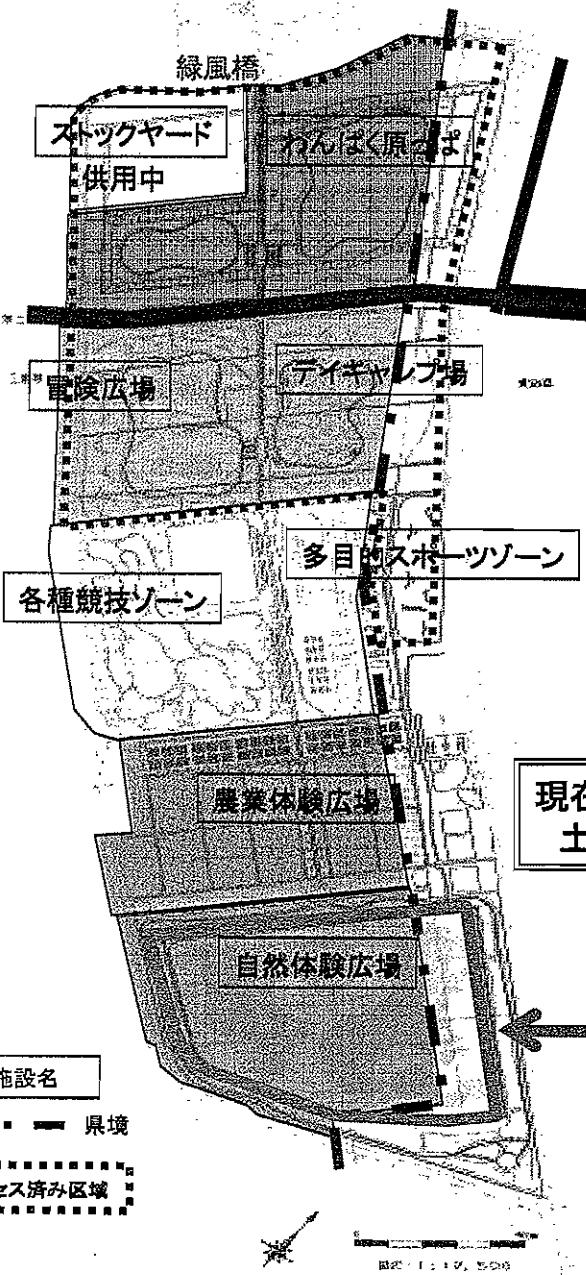
県道木曽岬弥富停車場線バイパス工事は、干拓地から現道までは平成23年度未完成、国道23号までは平成20年代中頃完成を目標に、工事を進めるとともに、円滑な工事進捗のために関係者との調整を図っていきます。

(4) 将來の土地利用

平成21年度に実施した「土地利用方針の検討」に引き続き、物流・農業・環境関連等の導入可能業種について、実現可能性の検討を深める予定です。

以上、木曽岬干拓地の取組については、今後とも引き続き地元や愛知県などの関係機関及び関係者との連携を図りながら進めていきたいと考えています。





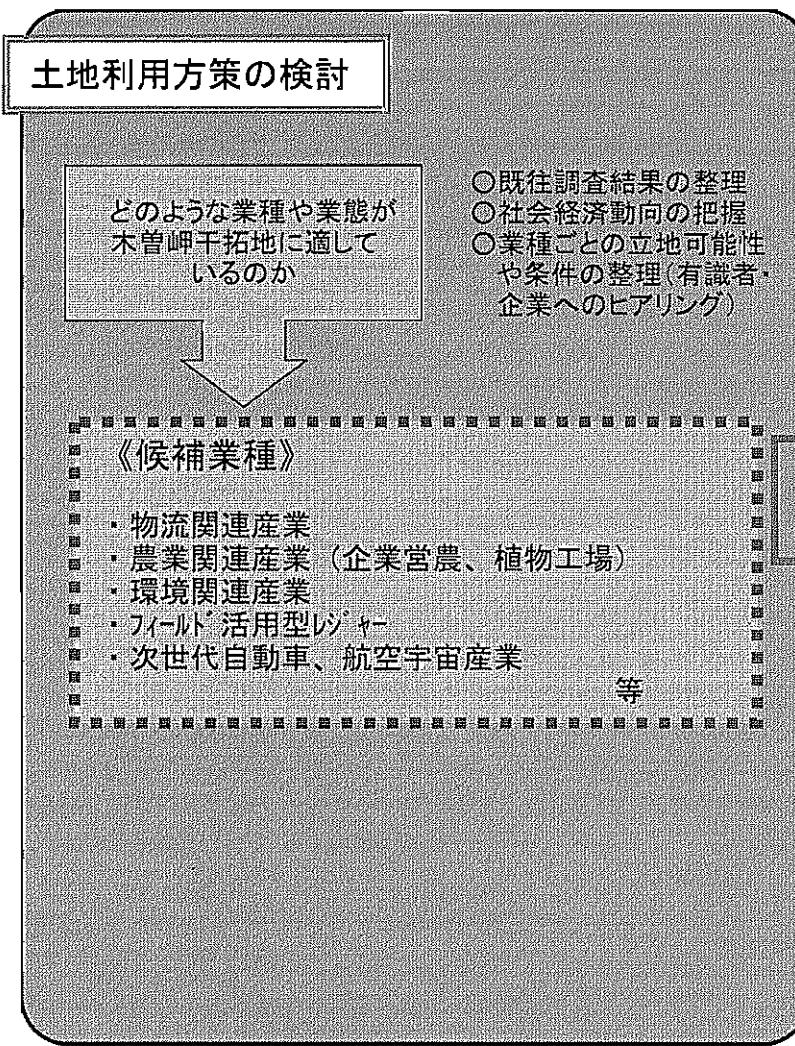
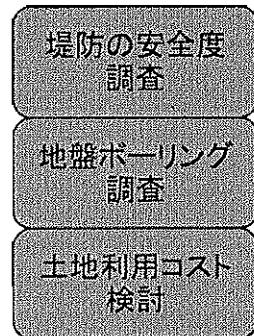
■整備時期及び供用期間

年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
整備														
供用														

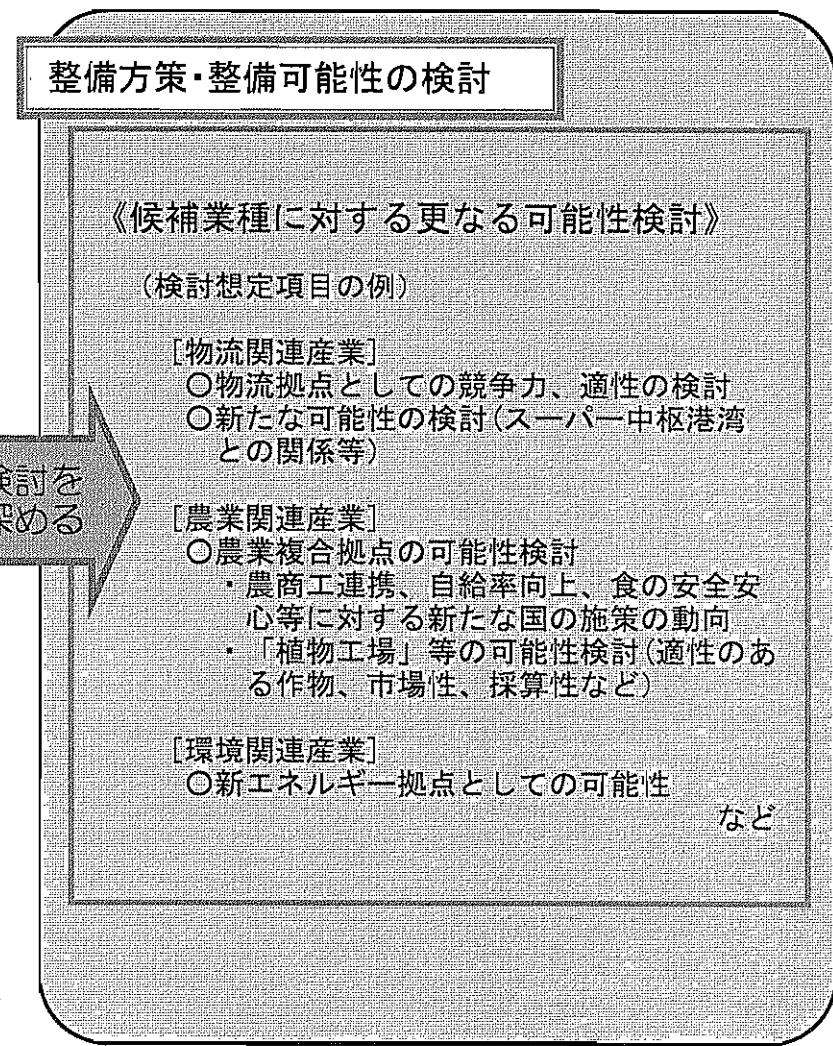
土地利用の制約

【木曽岬干拓地の高度な都市的土地利用に向けた検討について】

【平成19,20年度調査】 【平成21年度調査】



【平成22年度調査】



12 宮川流域ルネッサンス事業について

1 経 緯

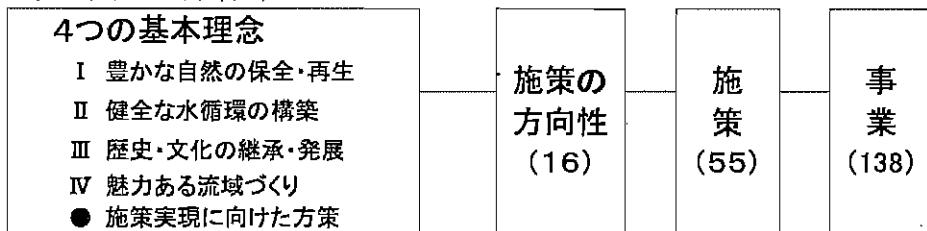
宮川流域ルネッサンス事業は、清流に象徴される豊かな自然と優れた地域資源を持つ宮川流域を「日本一の清流」として次世代に引き継ぐとともに、流域が一体となって取り組む流域圏づくりの推進をめざして、平成9年度にスタートしました。

平成10年2月に「宮川流域ルネッサンス・ビジョン」、同年12月には「宮川流域ルネッサンス基本計画」を策定し、2010年（平成22年度）を目標とした長期計画を定めました。また、実施計画を4年単位で策定し、現在は第3次実施計画（平成19年度～平成22年度）に基づく事業を展開しています。

平成21年度は、基本計画及び第3次実施計画の計画期間が平成22年度末に終了することをふまえ、これまでの事業の進捗状況を整理しました。

2 事業の概要

(1) 基本計画の施策体系



(2) 県の事業推進体制

事業推進にあつては、県庁内に県関係部局室長で構成する「宮川流域ルネッサンス事業推進調整会議」を設置し、関係各部局が所管する計画構成事業間の調整や計画全体の進行管理を図っています。

(3) 宮川流域ルネッサンス協議会

平成12年6月に流城市町と県、国関係機関により「宮川流域ルネッサンス協議会（会長：伊勢市長）」を設立し、宮川流域の住民・企業・行政が協働する宮川流域ルネッサンス事業の取組を通じて、地域の魅力を生かした地域づくりや流域の環境保全に取り組んでいます。

3 取組方針

- (1) 平成22年度は、事業の進捗状況をふまえて、これまでの取組を評価・検証し、平成23年度以降の事業のあり方を整理したうえで、県としての取組方針を定めていきます。
- (2) 宮川流域ルネッサンス協議会への参画については、県としての取組方針に基づき、流城市町や国関係機関と協議を行い、地域主体の地域づくりが円滑かつ効果的に推進できるよう検討していきます。

【参考】宮川流域ルネッサンス事業の進捗状況について

宮川流域ルネッサンス事業の進捗状況（平成20年度末現在）の概要を基本計画及び第3次実施計画を構成する16項目の「施策の方向性」別に整理しました。

基本理念I：豊かな自然の保全・再生

(1) 多様な生物が生きる環境づくり

宮川流域の河川改修にあたっては、国が定める「多自然川づくり基本指針」に基づき、親水性を考慮した工法、手法を用いて、治水と環境に配慮した河川改修事業を進めています。

(2) 貴重な自然、身近な自然の保全と活用

平成17年9月に「奥伊勢宮川峡県立自然公園計画」を策定し、すぐれた自然の風景地を適正に保護するとともに、野外レクリエーション地区として活用するための方針を定めました。

(3) 森林、農地など「緑のダム」の適正な保全・管理

平成14年3月に「宮川流域総合森林整備計画」を策定し、宮川流域の森林が有する「緑のダム」としての水環境保全機能等を高めていくことをめざしてきました。

現在は、平成17年10月に制定された「三重の森林づくり条例」や平成21年4月に改定した「南伊勢地域森林計画」に基づき、保安林指定などの事業を推進しています。

(4) 河川・沿岸域の景観づくり

流域の景観づくりに向けては、ダム管理者及び河川管理者によるダム湖や河川等に漂着する流木対策の実施、「伊勢志摩地域流木・漂着ごみ等対策検討会議」（事務局：伊勢県民センター）による関係行政機関が連携した取組の推進などが図られています。

基本理念II：健全な水循環の構築

(5) 良好な水質の確保

宮川ダム湖からの放流水の水質改善に向け、宮川ダムに選択取水設備を整備し、平成18年4月から運用を開始しました。

放流にあたっては、ダム湖の水質を毎月継続的に監視するとともに、ダム湖表層の水温に近く、きれいな水がある層を選択して放流することで、河川への影響軽減を図っています。

(6) 適正な水利用と流量の回復

平成12年11月に、県として実現すべき当面の流量回復目標を宮川ダム直下で $0.5\text{ m}^3/\text{s}$ 、栗生頭首工直下で $3.0\text{ m}^3/\text{s}$ と定めました。

宮川ダム直下については、河川維持流量の $0.37\text{ m}^3/\text{s}$ に発電事業者の地域貢献分 $0.13\text{ m}^3/\text{s}$ を上乗せした、当面の回復目標と同じ $0.5\text{ m}^3/\text{s}$ が、平成18年4月から放流されています。

栗生頭首工直下については、県が、企業庁水力発電事業民間譲渡に向けた基本姿勢として、栗生頭首工直下で $3.0\text{ m}^3/\text{s}$ を下回る場合に宮川ダムから年間1,000万 m^3 を限度として放流することを表明し、その実現に向けて関係機関との調整を進めています。

(7) 流域の安全の確保

平成 19 年 11 月に国土交通省が「宮川水系河川整備基本方針」を策定したことを受け、現在、河川管理者である国と県が、今後 20~30 年間の具体的な河川整備の目標や内容を定める「宮川水系河川整備計画」の策定を進めています。策定後は、この計画に基づき河川整備が実施されます。

基本理念Ⅲ：歴史・文化の継承・発展

(8) 水とのふれあい空間の創造

上流域の奥伊勢湖は、ダム湖と大台海洋センター施設等を利用し、県内唯一の漕艇場として活用が図られています。

また、宮川水系を市の景観計画に位置付けた伊勢市では、国の「かわまちづくり支援制度」を活用し、地域と連携した河川整備を進めています。

(9) 学校教育、家庭及び地域での学習活動の充実

宮川流域ルネッサンス協議会が流域市町と連携し、平成 14 年度から各流域の児童間の交流促進と自然環境の魅力を体感できる場の提供を目的として、「宮川流域子ども川サミット」を開催しています。また、小中学校と連携した水生生物観察会や水質調査の実施を通じて宮川流域の環境保全に向けた取組を支援しています。

(10) 水の文化、森の文化の提示・創造

平成 13 年度からスタートした「宮川流域エコミュージアム事業」では、宮川流域が持っている様々な魅力（自然、歴史、文化、産業、暮らし等）を地域の住民自らが再発見し、保全、再生しながら次の世代に伝えていくことにより、地域が主体となって未来を創造することをめざしています。

事業発足とともにスタートした「宮川流域案内人」による地域の魅力紹介では、宮川流域で暮らす住民自らがボランティアとなって、宮川流域の豊かな自然や歴史・文化などの魅力を伝える活動を実施しています。

(11) 環境保全意識、清流意識の醸成

宮川流域市町が連携し、流域の環境保全等に向け、統一的な条例等の制定も視野に入れた取組内容の協議を進めています。

また、地域では、宮川流域ルネッサンス協議会が「守ろう清流！宮川流域いっせいチェックワークショップ」のメンバーと連携して実施する「クリーン小作戦」をはじめ、多様な主体が参画する広域的な清掃活動が実施されています。

基本理念Ⅳ：魅力ある流域づくり

(12) 動植物とのふれあい空間の創造・演出

宮川流域の森林、動植物などの資源を生かし、地域の取組との連携や宮川流域エコミュージアムのフィールドとしての活用を進めています。

(13) 自然環境保全型の集客交流施策の推進

宮川流域ルネッサンス協議会では、ホームページ開設やメールマガジンの発行などを通じて、宮川流域の魅力と情報を内外に発信しています。また、宮川流域エコミュージアム大会の開催や宮川流域案内人による地域の魅力を紹介する行事への支援、イラストマップをはじめとした啓発資料の作成など集客交流促進に向けた取組を実施しています。

(14) 流域の自然環境を対象とした科学技術の推進

「宮川流域水生生物生態調査（平成 9 年度～11 年度）」を実施し、宮川の豊かな生態系や保護すべき希少な生物の実態を明らかにするとともに、その調査結果を用い

た資料を作成し、生態系保全に向けた啓発活動や総合学習に活用しています。

(15) 地域産業の育成

環境保全型農業の定着・拡大に向け、平成 10 年度からの 3 ヶ年事業で市町を対象に地域の有機質資源（堆肥等）の活用や化学農薬低減による環境保全型農業を推進しました。茶生産についても、環境負荷の少ない機能性肥料を導入し、環境保全型の施肥改善を進め、省力低コスト茶生産を推進しています。

平成 21 年 3 月には、「みえの安全安心農業生産推進方針」を策定し、これに基づき、安全・安心と環境を守る農業の実現に向けた取組を推進しています。

地域産業の振興に向けては、平成 18 年 4 月に「三重県地域産業振興条例」を施行し、環境と調和し地域の特性を生かした取組の推進をめざしています。

計画実現に向けた方策

(16) 流域圏の推進体制の確立

平成 12 年 6 月に当時の宮川流域 14 市町村で構成していた「宮川と共に生きる会」を母体に、県及び国関係機関が参画して「宮川流域ルネッサンス協議会」を設立しました。平成 18 年 4 月からは住民代表も協議会委員に加わり協働体制の強化が図られています。

13 大仏山地域の土地利用の検討について

1 経緯

- (1) 中南勢地域総合開発構想における住宅政策として位置づけられた大仏山地域の土地約 94ha のうち、約 52ha（工業団地予定地（県土地開発公社等所有地）約 22ha、政策部所管地約 30ha）が未利用地となっています。これまで関係市町とともに「大仏山地域連絡協議会」などを通じて工業団地予定地を中心に検討を重ねてきましたが、未利用状態が続いています。
- (2) これまでの協議において、関係 3 市町（伊勢市、明和町、玉城町）から工業団地白紙化の同意を得たことから、大仏山地域の新たな土地利用を検討することを目的として、関係 3 市町長、副知事及び政策部理事等で構成する「大仏山地域土地利用検討協議会」を平成 21 年 3 月 27 日に設置し、第 1 回会議を開催しました。
- (3) 平成 21 年度は、「大仏山地域土地利用検討協議会」の下部組織で、担当課長等により構成する調整会議を 5 回開催し、土地利用の方向性の整理を行うとともに考えられる課題について議論を行いました。
- (4) 平成 22 年 3 月 25 日に開催した「第 2 回大仏山地域土地利用検討会議」において、次のとおり土地利用の方向をまとめました。
 - ・現状の自然環境を生かし、地域の多様な主体の連携による、里山の保全・活用や自然を楽しむ空間としての利用
 - ・隣接する県営大仏山公園、伊勢市大仏山公園スポーツセンターと連携し、自然を生かした健康づくりの空間としての利用

2 今後の取組み方針

- 平成 22 年 3 月 25 日に決定した土地利用の方向性を基に、具体的な土地利用策の検討を進めていきます。
- ・また、現状の自然環境を生かした土地利用を検討するため、大仏山地域の植生等の現況調査を本年度実施します。



14 東紀州観光まちづくり公社について

1 現状

東紀州地域の経済の活性化を図り、地域の自立的な発展を進めるため、平成19年4月1日に「東紀州地域活性化事業推進協議会」を母体として、県・関係市町により「東紀州観光まちづくり公社」(以下「公社」という。)を設立し、東紀州地域における観光振興、産業振興、まちづくりの面で総合的に取り組んでいます。

公社の概要は次のとおりです。

- (1) 組織形態：任意団体
- (2) 所在地：県尾鷲庁舎3F（紀北事務所）
県熊野庁舎2F（紀南事務所）
- (3) 構成団体：三重県、尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町
- (4) 理事長：尾鷲市長 岩田昭人
(平成22、23年度は尾鷲市長(尾鷲市長と熊野市長が2年交代))
- (5) 職員：14名 (内訳：県3名、市町10名、県非常勤1名)
- (6) 平成22年度事業費：41,750千円(うち県負担金18,950千円)

2 課題

公社は、地域のコーディネーターとして、市町等多様な主体と連携し地域の資源や魅力を生かした事業を展開するなど、観光振興・産業振興・まちづくりの面で引き続き地域をリードしていく必要があります。

3 取組方針

東紀州地域の資源を活用した滞在型・体験型観光を引き続き推進とともに、地域特産品のブランド力強化や飲食店・宿泊施設等の受入態勢の強化をはかるなど、公社の地域におけるコーディネーターとしての役割を充実させていきます。

① 観光振興部門

三大都市圏へのエージェントセールスやPR、雑誌等メディアへの情報発信、エコツーリズムの推進、三重県観光販売システムズとの連携による観光商品づくり等、市町や観光関係団体等と連携し東紀州地域への集客交流に取り組みます。

また、新たに、みえ熊野学講座等を活用したツアーを実施するとともに、関西圏をターゲットとした熊野古道への誘客を行います。

② 産業振興部門

地域資源を活用した新商品やサービスの開発をめざす事業者に支援制度等の助言を行うとともに、物産展のアテンド等を通じた販路開拓の支援に取り組みます。

また、研修会の開催等を通じて宿泊施設や道の駅など観光事業者のホスピタリティの向上に取り組むとともに、「東紀州花まるの店」「めはり寿司マップ」の取組を通じて飲食店のサービスの改善及び地域特産品のブランド化を促していきます。

また、新たに、年間を通した長期のアンテナショップを名古屋市内に設置し、物産の販売、PR、テストマーケティングを継続して実施します。

③ まちづくり部門

熊野古道語り部友の会、熊野古道保存会、みえ熊野学研究会の活動など、地域の人びとによる自主的な地域づくりを生かし、三大都市圏で文化講座等を開催するとともに、三重大学、皇學館大学と連携して、巡回講座や研究誌の執筆等の取組を進め、東紀州地域の魅力の発見、発信をはかります。

15 東紀州地域の集客交流拠点について

東紀州地域への集客交流をはかるため、平成19年2月尾鷲市に熊野古道センターを、昨年7月熊野市に紀南中核的交流施設「里創人熊野俱楽部」を整備しました。

なお、熊野古道センターは、NPO法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワークが平成22年度から平成26年度まで指定管理者制度による運営を行い、紀南中核的交流施設は、株式会社エムアンドエムサービスが運営しています。

1 熊野古道センター

(1) 概要

① 施設の内容

- ・ 敷地面積 38,863m² 建築面積 3,356m²
- ・ 交流棟（交流ロビー、総合案内コーナー、会議室、和室、体験学習室）
- ・ 展示棟（展示ロビー、常設展示室、企画展示室、映像ホール）
- ・ 研究収蔵棟（図書資料室、特別展示室、収蔵庫）

② 指定管理者の体制（平成22年4月1日現在）

NPO法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワーク

職員10名（うち役員3名）

(2) 現状及び課題

平成21年度は熊野古道世界遺産登録5周年を記念し、より熊野古道や熊野古道周辺の文化などを知っていただくため、企画展や交流イベント、体験学習など、地域と連携しながら事業を展開してきました。その結果、平成21年度の来館者数は平成20年度と比較すると20.9%増の約11万人となりました。

今後とも、引き続き来館者数を増やしていくためには、斬新な企画展、地域と連携した交流事業、満足度の高い接客が必要となっています。

(3) 今後の取組方針

地域の人びとに気軽に熊野古道センターへ来ていただけるよう、東紀州地域の祭り、筏師の道など東紀州地域のくらしや文化などを紹介する企画展示、地元の小・中学生を対象とした自然観察会やひのきアート等の体験授業などを予定しています。また、今年度、展示棟に案内カウンターを設置して職員による案内をはじめたところであり、引き続き経営品質の視点から接客サービス等について改善をはかっています。さらに、隣接する「夢古道おわせ」など他の施設との連携を一層深めていきます。

県としては、指定管理者と連携して地域との調整もはかりながら、熊野古道をはじめとする地域資源の情報収集・集積、情報発信、集客交流に取り組んでいきます。

2 紀南中核的交流施設「里創人熊野倶楽部」

(1) 概要

① 施設の内容

- ・ 敷地面積 148, 421m² 総建築面積 5, 070m²
- ・ 「情報発信・施設案内施設」、「地域特産品加工・販売施設」、「体験交流・特産品加工施設」、「飲食施設」、「温浴施設」、「管理・飲食施設」、「宿泊施設(40室、定員173名)」

② 雇用の状況(平成22年4月1日現在)

正規スタッフ18名(うち地元採用13名)、パート・アルバイト53名(すべて地元採用)

③ 運営会社

株式会社エムアンドエムサービス

大阪に本社を置き、全国67カ所で企業の保養所や公共の宿の運営を行っている企業

(2) 現状及び課題

「リゾート熊野倶楽部」の利用状況は、平成21年7月17日の開業から本年4月末までの約9カ月間で宿泊客数が1カ月当たり約1千人、日帰り客数が1カ月当たり約1万3千人となっています。

また、地元の事業者をメンバーとする「熊野倶楽部の会」(平成20年4月発足)等を通じた地元食材の活用、地域イベント等との連携強化など、地域と一体となった取組が進められています。今後、より一層の集客交流や地域の活性化を図るため、新たな宿泊プラン等の企画を行い情報発信する必要があります。

(3) 今後の取組方針

開業以来130に及ぶ地域での体験プログラムが実施されていますが、さらに、地域への経済的な波及効果を高めるため、今年度から地元商店街や温泉と連携した取組が進められる予定です。

また、旅行のオフシーズン対策として、期間限定で「0泊2食」や「春のおめでとう」プランを実施検証したうえで、集客力の高いメニューが検討されます。今後は、株式会社エムアンドエムサービスが運営する他の宿泊施設と連携させた宿泊プランが実施されるほか、高速料金相当分をキャッシュバックする取組も企画されています。

県としては、地域イベントの情報などを、市町等と連携して提供し、集客を高める支援をしていきます。

16 東紀州地域観光圏について

1 経緯

近接する複数の観光地が連携して2泊3日以上の滞在型の観光地づくりをめざす「観光圏」の形成が、国により進められています。

東紀州地域においても、この「観光圏」の形成に取り組むため、本年3月に「東紀州地域観光圏協議会」を設立したところであり、4月には「東紀州地域観光圏整備実施計画」が国の認定を受けました。併せて、平成22年度観光圏整備事業費補助金が交付決定されました。

2 東紀州地域観光圏の概要

- (1) 観光圏名 東紀州地域観光圏
- (2) 観光圏の区域 尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町の5市町
- (3) 協議会名 東紀州地域観光圏協議会
尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町、三重県、東紀州観光まちづくり公社、有限会社熊野市観光公社で構成
- (4) 観光圏整備計画の期間 平成22年4月1日～平成27年3月31日
- (5) 平成22年度観光圏整備事業費補助金
補助対象経費 25,000千円 補助金額 10,000千円

3 めざすべき観光圏の姿

東紀州地域には、海、山、川など豊かな自然、昔ながらの農山漁村の風景、里山、巡礼の道、信仰の対象であった巨岩や巨木、神話など非日常を体感できる観光資源があります。これらの観光資源を生かし、地域が連携して取り組むことで、この地域を訪れた観光客に、「心が癒された」、「ゆったりとした時間を過ごせた」、「また来たい」と思っていただけるよう、宿、食、体験等において暖かい心によるおもてなしの態勢が整った状態になっていることをめざします。

4 整備実施計画の主な事業

- (1) 観光旅客の宿泊に関するサービスの改善及び向上
 - ・ 地域をあげたもてなし向上と観光サービス事業者のレベルアップ
 - ・ 温泉をつないだ入浴プランづくりとスポーツによる集客交流
- (2) 観光資源を活用したサービスの開発及び提供
 - ・ 東紀州地域の食の発掘と活用
 - ・ エコツアーカーの商品化
- (3) 観光旅客の移動にかかる利便性の向上
 - ・ マイカー向け及び歩行者向けのサイン整備
 - ・ まちかど案内所の設置

(4) 観光に関する情報提供の充実強化

- ・携帯電話を活用したQRコードによる情報提供
- ・都市部へのターゲットを絞った情報発信

(5) 外国人の受け入れ態勢の整備

- ・外国語（英語、中国語）の熊野古道ガイドブックの作成
- ・英語版のホームページの作成

5 今後の取組方針

整備実施計画に基づき、東紀州観光まちづくり公社、5市町、観光・産業関係団体、民間事業者等と一体となって、熊野古道センター、紀南中核的交流施設の2つの集客交流施設や熊野古道を中心とする地域資源を活用しながら、滞在型・体験型の観光に対応できるよう地域全体でおもてなしの態勢を充実させていきます。

17 「美し国おこし・三重」の取組について

1 目的

「文化力」を生かした自立・持続可能な地域づくり

2 取組の柱

- (1) 自発的な地域づくりグループへの支援
- (2) 自立性・持続性を高めるしくみづくり
- (3) 新たなイベントスタイルによる地域力の結集と成果の情報発信

【基本構想より】

〔テーマ〕

「めぐる つむぐ はぐくむ 常若の三重」

〔基本理念〕

私たち日本人の暮らし、生き方の原点を見つめ直すことで、人と人、人と地域、人と自然の関係を創り上げ、自立・持続可能な地域づくり～美し国おこし～を進めます。そして、地域づくりのさまざまな取組や活動、その成果をイベントを通じて、全国、世界に発信していきます。

〔基本方針〕

- (1) 地域の個性や文化にこだわります
- (2) “私たちの暮らしの場” そのものが舞台です
- (3) 住む人、訪れる人、みんなが主役です
- (4) 目的を共有し、取組の成果を検証します
- (5) 新たなイベントのスタイルを創造します

3 概要

「美し国おこし・三重」は、地域の多様な主体の参画を得て、実行委員会を設立し、特色ある地域資源を生かして取り組む地域づくりを基本に、多彩な催しを展開することにより、地域の魅力や価値を向上させ、発信するとともに、集客交流の拡大を図り、自立・持続可能な地域づくりへつなげていく取組です。

2009年（平成21年）のオープニングに始まり、「地域での美し国おこし」と「テーマに基づき全県的に取り組む美し国おこし」に6年間にわたって取り組み、その成果を2014年（平成26年）の集大成イベントへ集約し、披露します。

まずは、この取組の基本となる座談会を各地域で開催し、地域における“絆”づくりや地域資源を活用して付加価値づくりに取り組む地域の皆さんのがグループ化やグループの活性化を図ります。

実行委員会は、地域をより良くしていくとする活動が自立・持続できるよう、この取組の期間中、人づくり、グループ育成のための支援を行っていきます。

4 これまでの経緯

- 平成 18 年 11 月 県議会第 4 回定例会全員協議会において、「こころのふるさと三重」づくりをテーマとしたイベントの基本的な考え方を説明
- 平成 19 年 2 月 「こころのふるさと三重」づくりをテーマとしたイベント基本構想検討委員会を設置（以降 3 回開催）
- 7 月 「県民しあわせプラン」第二次戦略計画において、みえの舞台づくりプログラム糸 3 「こころのふるさと三重」づくりプログラムに、この取組を位置づけ
- 8 月 条例（6 月に設置条例可決）に基づき、こころのふるさと三重を目指したイベント基本構想策定委員会を設置（以降、小委員会を含めて 5 回開催）
- 11 月 基本構想策定委員会 若林委員長から知事に基本構想を答申
答申を基に、第 4 回定例会全員協議会において説明
県庁内に「^{うま}美し国おこし・三重」推進本部を設置
- 12 月 県議会議長から、事業内容が不明確だとして、知事に申入れ
(①基本計画を議案として提出、②年度別県支出額の提示、③市町との合意形成)
- 平成 20 年 2 月 「^{うま}美し国おこし・三重」実行委員会設立、基本構想確定
- 4 月 基本計画の策定に着手
(有)Landa Associates（代表：宮本倫明氏）に調査委託
- 9 月 第 2 回定例会 9 月会議に三重県基本計画を議案として提出（9 月補正予算案も提出）
- 10 月 県議会公聴会の開催及び常任委員会における参考人招致、「^{うま}美し国おこし・三重」補正予算案全額減額修正
- 11 月 執行部において訂正した三重県基本計画議案及び再提案した補正予算案が県議会において可決
実行委員会第 4 回会議において、実行委員会基本計画承認
- 平成 21 年 1 月 「^{うま}美し国おこし・三重」プロデュース及び平成 21 年度実施計画策定調査業務を公募。選定の結果、(有)Landa Associates（代表：宮本倫明氏）に決定
座談会、説明会などの開始
県地域機関（県民センター単位）に「^{うま}美し国おこし・三重」地域支援本部を設置
- 4 月 「^{うま}美し国おこし・三重」の取組を多様な主体とともに総合的に推進するため、各県民センターに「美し国おこし・三重」推進室職員（職員 1 名、非常勤職員 1 名）をそれぞれ配置
「^{うま}美し国おこし・三重」プロデュース及び平成 22 年度実施計画策定調査業務を、引き続き(有)Landa Associates に委託

5 平成21年度の取組実績について

(1) 「座談会」等の開催状況

「地域づくりに取り組んでいる」または「これから始めようとする」住民の皆さんを対象に、地域の課題や将来の展望を語る場である座談会、説明会等を市町と調整の上、599回開催しました。

(2) パートナーグループ登録の状況

「^{うま}美し国おこし・三重」の取組の趣旨に沿って、自発的に地域をより良くしていこうとする活動を行うパートナーグループの登録は、153件となりました。プロデューサーによる助言等の他、専門家派遣や財政的支援を開始しました。

(3) サポートメニューの運用

① 人材育成研修の実施

パートナーグループや中間支援組織の皆さん、市町職員等を対象とした研修を行い、「ファシリテーション研修（3会場）」に延べ52人、「広報・情報発信研修（3会場）」に延べ51人の方に受講いただきました。（それぞれ平成21年度から3年間にわたり県内9カ所で実施）

② 専門家派遣の実施

パートナーグループの活動を活性化し、課題を解決するため、パートナーグループの要請に基づき、プロデューサーと協議の上、専門家の派遣を9件、延べ16回（日）行いました。

③ 財政的支援の実施

プロジェクトを企画し、認定を受けたパートナーグループに対し、市町の考え方沿って、初期投資にかかる経費を1回に限り市町とともに支援しています。平成21年度は4件の支援を行いました。

(4) サポーターズクラブ

「^{うま}美し国おこし・三重」の趣旨に賛同し、取組を応援していただける方に、「^{うま}美し国おこし・三重」のPRや実行委員会の取組・パートナーグループの活動の支援をお願いするものです。（平成21年10月創設）

平成21年度は、団体12件、個人66名の登録をいただきました。

(5) オープニング事業

① オープニングⅠ（地域づくりを「対話する」大会）

- ・市町での拡大座談会を県内7ヶ所で開催し、延べ319人に参加いただきました。
- ・広域での「対話する」大会を県内5ヶ箇所で開催し、延べ421人に参加いただきました。

② オープニングⅡ（地域づくりを「実践する」場）

- ・「まし国おこし・三重」の取組のモデルとなる10の事業を選定し、キックオフプロジェクトと位置づけ、積極的に支援、広報しました。
- ・平成22年2月28日に開催を予定していました「成果発表・交流会」については、チリ中部沿岸で発生した地震に伴う津波警報が発表されたため中止となりました。6月6日に改めて開催します。

③ オープニングⅢ

県や市町などの大規模イベントと連携し、「まし国おこし・三重」の取組をPRしました。

(6) マスコットキャラクターの募集

「まし国おこし・三重」の取組の広報に役立てるため、平成22年1月12日から2月25日まで募集したところ、県内外から1,054件の応募があり、4月17日の「県民の日」記念事業の中で最優秀賞受賞者の表彰式を行いました。

現在、名称の募集を行っています(平成22年6月7日締め切り)。

(7) 目標に対する現状

① 全体指標

ア 地域への愛着度

「一万人アンケート調査」による「地域への愛着度」
(平成21年度の結果に基づき目標を設定)

平成21年度の調査結果が69.4%であったことから、平成26年度の目標を75%としました。

イ パートナーグループの活動充実・満足度

この取組に参画するパートナーグループの自己評価による活動充実・満足度

・2009年(平成21年)目標	70%以上
・2009年(平成21年)実績	集計中

ウ 集客・交流者数

三重県における観光レクリエーション入込客数

・2009年(平成21年)目標	3,400万人
・2009年(平成21年)実績	3,369万人

② 個別の取組指標と目標の設定

ア 自発的な地域づくりのグループの発掘、育成

パートナーグループとして登録されたグループ数

・2009年(平成21年)目標	100グループ
・2009年(平成21年)実績	153グループ

イ 自立性・持続性を高めるしくみづくり

自立・持続のしくみの構築数(中間支援組織・機能)

・2009年(平成21年)目標	3件
-----------------	----

・2009年（平成21年）実績	集計中
ウ 新たなイベントスタイルによる地域力の結集と成果の情報発信	
（ア）ネットワーク構築数	
・2009年（平成21年）目標	300 グループ
・2009年（平成21年）実績	集計中
（イ）地域活動参加率	
「一人アンケート調査」による地域の活動への参加率 (基準年：2008年（平成20年） 15.5%)	
・2009年（平成21年）目標	19.4%
・2009年（平成21年）実績	集計中
エ その他の個別の取組指標と目標の設定	
（ア）座談会開催数	
・2009年（平成21年）目標	350回
・2009年（平成21年）実績	599回
（イ）市町／広域拡大座談会（ワールドカフェ方式）開催数	
・2009年（平成21年）目標	25回
・2009年（平成21年）実績	12回

6 平成22年度の取組について

別冊6 「美し国おこし・三重」平成22年度実施計画【概要版】

（1）プロデュース業務委託

引き続き（有）Landa Associatesに委託しました。

（2）評価委員会（仮称）の設立

プロデュース業務を含む「美し国おこし・三重」の取組の成果について、第三者の視点を加えるなど中立的な検証・評価を行う評価委員会（仮称）を設立する準備を進めています。構成委員数は7名とし、選任しようとする委員の専門分野は下記のとおり予定しています。現在、県内の地域バランスや男女共同参画の観点から委員を選任中です。

（委員候補）

弁護士 公認会計士 大学教授（2名） 地域づくり実践者（2名）

シンクタンク関係者（NPO等）

（3）地域担当プロデューサーの増員

地域での取組をより細やかに支援していくため、平成22年度から地域担当プロデューサーを増員することとしており、県内在住者、県内に本・支店、営業所等を有する事業者から公募し、選定します。

（4）県における「美し国おこし・三重」推進体制

平成21年度から各県民センターに「美し国おこし・三重」推進室職員（職

員1名、非常勤職員1名)をそれぞれ配置しています。伊勢県民センターについては、市町数が多いことから、平成22年度から職員2名、非常勤職員2名の体制としました。

(5) 平成21年度「^{うまい}美し国おこし・三重」成果発表・交流会の開催
平成21年度の成果発表・交流会を下記のとおり開催します。

①日時 平成22年6月6日(日) 9:50~16:00(開場9:30)

②場所 メッセウイング・みえ展示ホール(津市北河路町19-1)

③内容【ステージゾーン】9:50~16:00

- ・「^{うまい}美し国おこし・三重」の取組、キックオフプロジェクトの紹介
- ・パートナーグループのステージ発表
- ・ワールドカフェ(大規模交流会)
- ・トークタイム~「^{うまい}美し国 三重」の未来を語る~

【展示・物販ゾーン】9:30~

- ・パートナーグループをはじめとする皆様によります活動の展示・体験・物販